

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2023年5月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2023年4月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

4月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・外部被ばく線量の最大値：10.14 mSv/月
- ・内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

<添付資料>

- ・被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R5.2月			R5.3月			R5.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1	0	4	4	0	2	2
5超え～10以下	0	29	29	0	39	39	0	89	89
1超え～5以下	18	578	596	19	638	657	20	607	627
1以下	1013	6044	7057	1062	6139	7201	1032	5789	6821
計	1031	6652	7683	1081	6820	7901	1052	6487	7539
最大(mSv)	2.45	10.71	10.71	3.44	13.42	13.42	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.09	0.32	0.29	0.08	0.35	0.32	0.09	0.41	0.36

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の3月末（R3.4～R5.3）と4月末（R3.4～R5.4）を表2に、年度の累積線量分布の4月末（R5.4）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R5.3月 (2021.4～2023.3)			R3.4～R5.4月 (2021.4～2023.4)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	4	451	455	4	529	533	0	78	78
10超え～20以下	43	1380	1423	48	1393	1441	5	13	18
5超え～10以下	92	1234	1326	95	1233	1328	3	-1	2
1超え～5以下	304	2445	2749	309	2461	2770	5	16	21
1以下	1127	6474	7601	1122	6609	7731	-5	135	130
計	1570	11984	13554	1578	12225	13803	8	241	249
最大(mSv)	21.62	34.22	34.22	22.09	40.34	40.34	-	-	-
平均(mSv)	1.46	3.97	3.68	1.51	4.11	3.81	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表3 年度累積線量

区分(mSv)	R5.4月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	2	2
5超え～10以下	0	89	89
1超え～5以下	20	607	627
1以下	1032	5789	6821
計	1052	6487	7539
最大(mSv)	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.09	0.41	0.36

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※1の累積線量分布を表4に示す。

表4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R5.2月			R5.3月			R5.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1	0	6	6	0	2	2
5超え～10以下	0	52	52	0	64	64	0	89	89
1超え～5以下	18	675	693	20	719	739	20	648	668
1以下	1013	5924	6937	1061	6031	7092	1032	5748	6780
計	1031	6652	7683	1081	6820	7901	1052	6487	7539
最大(mSv)	2.45	10.71	10.71	4.40	13.42	13.42	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.09	0.38	0.34	0.09	0.41	0.37	0.09	0.42	0.37

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R5.2月			R5.3月			R5.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	1	1	0	4	4	0	2	2
5超え～10以下	0	30	30	0	47	47	0	89	89
1超え～5以下	18	596	614	18	651	669	20	648	668
1以下	1013	6025	7038	1063	6118	7181	1032	5748	6780
計	1031	6652	7683	1081	6820	7901	1052	6487	7539
最大(mSv)	2.45	10.50	10.50	3.44	13.00	13.00	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.08	0.34	0.30	0.08	0.37	0.33	0.09	0.42	0.37

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の4月末（R5.4）の等価線量（皮膚）の年度累積分布を表7に、4月末（R5.4）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の3月末（R3.4～R5.3）と4月末（R3.4～R5.4）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R5.4月		
	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	2	2
5超え～10以下	0	89	89
1超え～5以下	20	648	668
1以下	1032	5748	6780
計	1052	6487	7539
最大(mSv)	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.09	0.42	0.37

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R5.4月		
	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	2	2
5超え～10以下	0	89	89
1超え～5以下	20	648	668
1以下	1032	5748	6780
計	1052	6487	7539
最大(mSv)	3.18	10.14	10.14
平均(mSv)	0.09	0.42	0.37

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

表9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R5.3月 (2021.4～2023.3)			R3.4～R5.4月 (2021.4～2023.4)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	4	527	531	7	600	607	3	73	76
10超え～20以下	45	1364	1409	44	1381	1425	-1	17	16
5超え～10以下	92	1227	1319	97	1222	1319	5	-5	0
1超え～5以下	307	2425	2732	313	2448	2761	6	23	29
1以下	1122	6441	7563	1117	6574	7691	-5	133	128
計	1570	11984	13554	1578	12225	13803	8	241	249
最大(mSv)	21.81	33.80	33.80	22.20	39.67	39.67	-	-	-
平均(mSv)	1.48	4.09	3.79	1.53	4.23	3.92	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

以上